

令和8年度山形県障がいのある人もない人も 共に生きる社会づくり県民会議

日 時 令和8年8月27日（木） 13：30～15：00
場 所 県庁 2階講堂

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 県民会議について （資料1）

4 協 議

（1）報 告

共生する社会の実現に向けた施策の取組み状況等について（資料2）

工賃向上に向けた取組みについて （資料3）

（2）各団体の取組みについて

① 山形県警察本部 （資料4）

② やまがたアートサポートセンターら・ら・ら （資料5）

③ 山形県共同受注センター （資料6）

（3）意見交換

5 その他

6 閉 会

山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり県民会議設置要綱

(趣旨)

第1条 障がいを理由とする差別を解消し、誰もが分け隔てなく共に生きる社会を実現するため、差別を解消する取組みを効果的かつ円滑に行い、共生する社会の実現に向けた施策を推進するため、山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 県民会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障がいを理由とする差別を解消する取組みの効果的かつ円滑な推進に関すること。
- (2) 共生する社会の実現に向けた施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 県民会議は、山形県、各市町村及び別記の団体等（以下「各団体」という。）により構成する。

- 2 県民会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は山形県知事を、副会長には山形県健康福祉部長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 6 県民会議は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会とする。

(会議)

第4条 県民会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第5条 県民会議の事務を処理するため、事務局を山形県健康福祉部障がい福祉課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月13日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり県民会議について

1 目 的

障がいを理由とする差別を解消し、誰もが分け隔てなく共に生きる社会の実現に向け、県、市町村、国の関係機関、各分野の団体が参画し、一体となって、県民総参加で差別を解消する取組みを効果的かつ円滑に推進するため。

2 設 置

平成 28 年 5 月 13 日（第 1 回県民会議を開催）

3 根拠法令

○山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例（以下「差別解消条例」という。）第 18 条に定める「共生する社会の実現に向けた推進体制」として設置。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 17 条第 1 項に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」としての位置付けも兼ねる。

（参考）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)

第 17 条第 1 項 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる。

（参考）

山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例

（平成 28 年 3 月県条例第 25 号）

（共生する社会の実現に向けた推進体制の整備）

第 18 条 県は、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、及び共生する社会の実現に向けた施策を推進するための体制を整備するものとする。

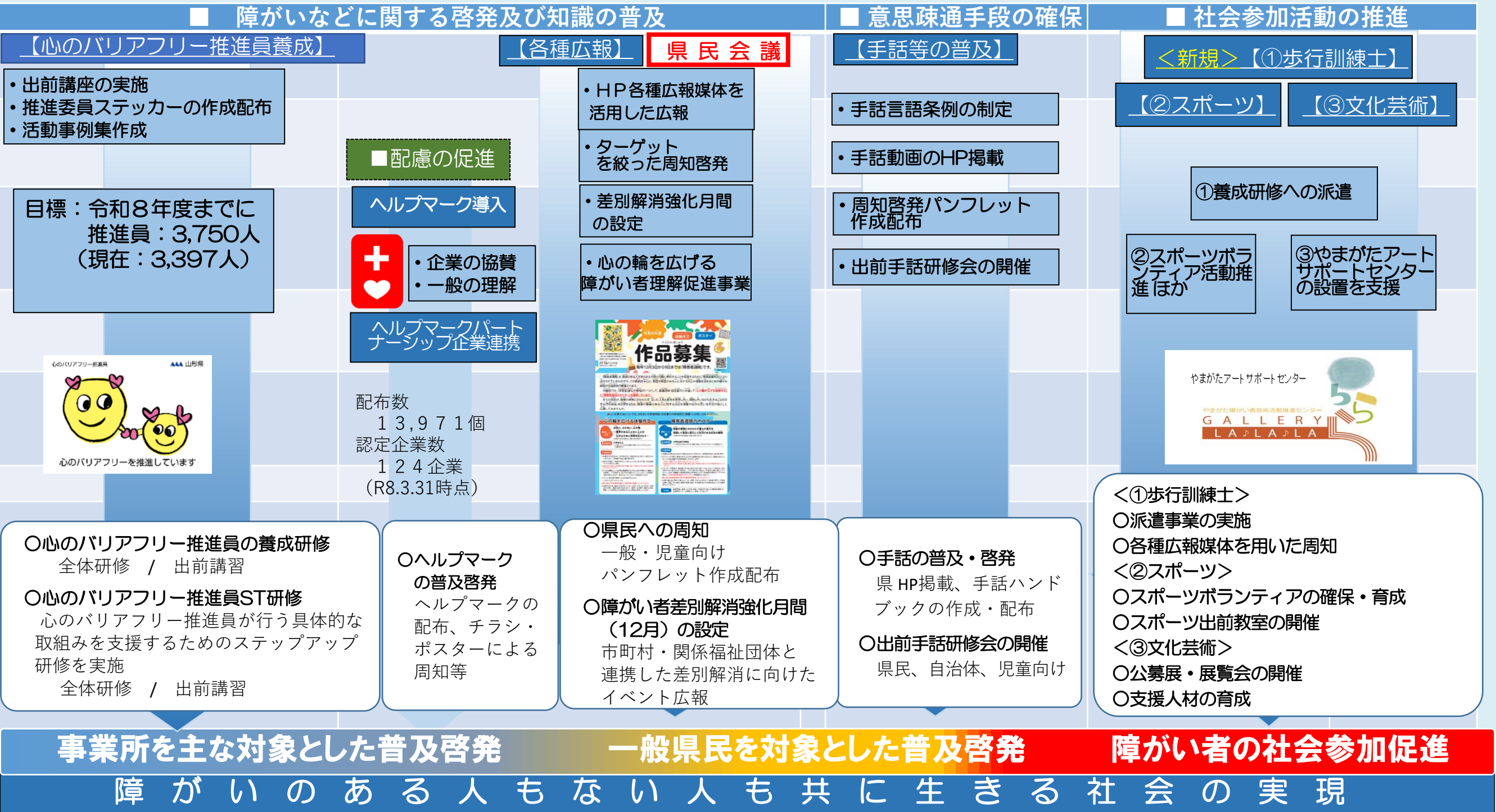
概要

○平成28年に制定した「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」に基づき、障がいを理由とする差別の解消を推進するとともに、障がい者の社会参加を支援し、障がいのある人もない人も共にいきいきと生活できる共生社会の実現を図るための施策を実施する。

「啓発及び知識の普及」 「意思疎通手段の確保」 「社会参加の推進」

現状と課題

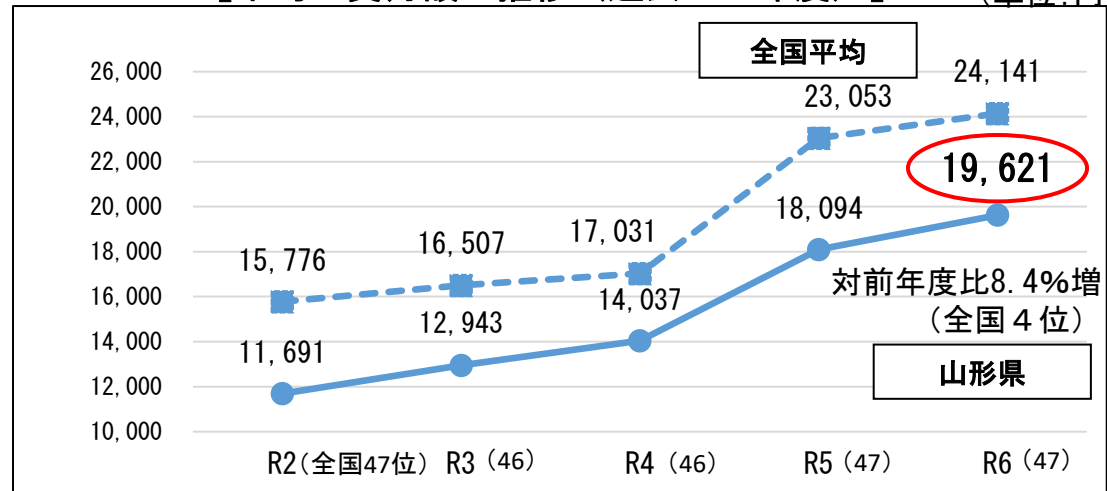
- 差別解消に向けた更なる周知が必要（差別解消法 及び 差別解消条例の啓発及び知識の普及、配慮の促進）
- 手話の普及及び手話を通して聴覚障がい者への理解の促進が必要（意思疎通手段の確保）
- 文化芸術活動、スポーツ等への参加機会の確保と県民の理解が必要（社会参加活動の推進）



工賃向上に向けた取組みについて

障がい者就労事業所の活動に対する企業の理解と協力を得ながら、事業所の受注機会の確保・拡大や事業所製品の開発・改良等に対する支援などにより、事業所の売上げを伸ばして利用者の工賃向上を実現する。

【平均工賃月額推移（過去5か年度）】（単位：円）



第五期山形県工賃向上計画（令和6～8年度）

平均工賃月額目標（令和7年2月改定）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
19,700円	21,500円	23,400円以上

「工賃」… 作業や製品販売により得られた収入総額から必要経費を除いた金額で利用者に支払われるもの

事業所の売上げ増による工賃向上

令和8年度の主な取組み

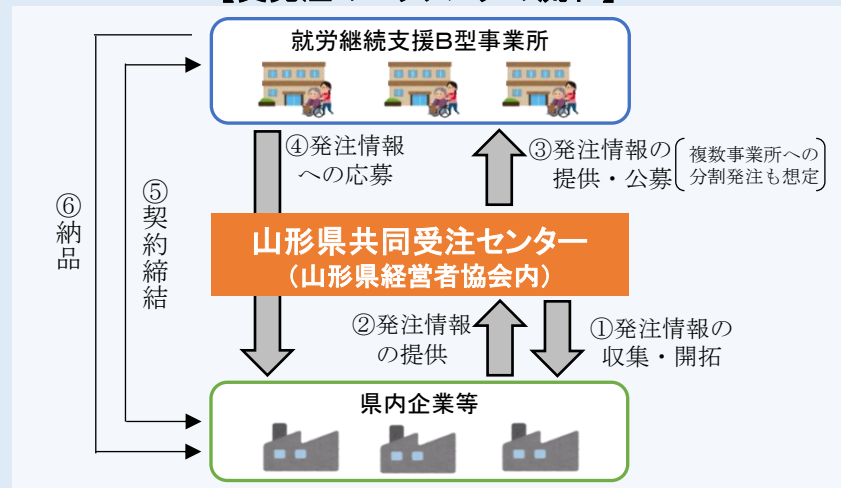
1 共同受注センターによる取引の斡旋・紹介

委託先：一般社団法人山形県経営者協会

- 所在地：山形市香澄町3-2-1 山形県経営者協会内
- 設置目的：県内企業等から発注情報を収集して取引の斡旋・紹介等を行い、事業所の受注機会の確保と売上げの向上を図る。
- 主な業務：①コーディネーター(2名)による企業等の情報収集
②事業所と企業等の受発注のマッチング

※他県の共同受注センターで指導実績のある専門コンサルタントの定期的な指導により、センター業務を戦略的に推進

【受発注のマッチングの流れ】



2 山形県共同受注センターにおける体制の強化

- ・コーディネーター2名(マッチング支援担当、製品販売会・優先調達担当)の増員による支援体制の強化
- ①庄内地域における企業の掘り起こし等を重点的に進めるとともに、県全域でのマッチング支援の強化
- ②県内4地域での販売会の開催や優先調達制度の活用に向けた働きかけの強化

3 「ふれあいパートナーシップ企業」の募集

- ・事業所の売上げ増に積極的に協力する企業を募集し、事業所と企業の多様な連携・協力を促進
- ※主な連携・協力:取引の開始・拡大、従業員向け社内販売、製品の販売場所の提供など

4 障害者就労事業所の工賃向上に向けたスキルアップ

- ・共同受注センターからの取引の斡旋・紹介によりマッチングした好事例を紹介するセミナーの開催
- ・事業所の受注拡大に向けた個別相談会の開催(県内5か所:4地域+山形市)

5 農福連携の推進

- ・農業と福祉の連携のもと、農業分野における障がい者の就労を支援
- ・農福連携推進員2名の配置による障がい者施設と農業者等のマッチング支援